

令和5年6月16日 土木部河川公園課

早急に「船宿問題」を解決し、越中島川護岸耐震補強工事に 着工するよう求める陳情について

1 位置図



2 越中島川について

・名 称 越中島川 (二級河川)

•起 終 点 起点:古石場三丁目、終点:越中島三丁目

· 基 本 情 報 延長:805m、平均幅員:17.0m

・役割分担 事務処理特例条例に基づき、一級及び二級河川における耐 震護岸補強工事等の大規模工事に関しては東京都が、軽微 な維持修繕及び維持管理を江東区が行う。

・河川利用状況 江東区は河川法に基づき、船宿4者に対して、桟橋・係留 杭の占用を許可しているが、船舶・作業小屋・物置は不法 占拠の状況にある。

3 越中島川の整備に関する経緯

- ・昭和58年 「江東内部河川整備計画(東京都)」に越中島川を埋立暗渠化 河川として計画
- ・平成元年 「江東内部河川整備計画」の見直しにより、埋立暗渠化河川 から耐震護岸整備河川へ整備方針を変更
- ・同 年 東京都区長委任条項に基づき、既設護岸の前面に鋼矢板を打 設する補強工事を実施(平成11年完了)
- ・平成24年 「東部低地帯の河川施設整備計画(東京都)」を策定 (平成24年度~33年度完了目標)
- ・平成26年 上記計画の実現に向け「第1回越中島川・汐浜運河適正化連絡会」を開催(令和4年までに6回開催)
- ・平成28年 「江東内部河川整備計画」の見直しにより、考えられる最大 級の地震に対する耐震護岸の標準断面図を変更
- ・令和2年 「越中島川及び汐浜運河における営業船舶(屋形船・遊漁船等)の適正化方針(東京都)」を策定
- ・ 令 和 3 年 「東部低地帯の河川施設整備計画(第二期)」を策定 (令和4年度~13年度完了目標)

4 現在の状況

船舶が残った状態では護岸耐震補強工事が施工できないことから、東京都 建設局河川部において、船舶の仮移転の折衝を行っている。

(折衝が難航している理由)

- ① 候補としている仮移転先が遠いこと
- ② 仮移転先の駐車場設備等が不十分であること
- ③ 移転期間が長いこと(予定では6年)